



岩手県県北家畜保健衛生所
岩手県北家畜衛生協議会

目 次

巻頭言	・・・1
豚熱の予防的ワクチン接種を開始します	・・・2
よい畜産経営への道～前編～	・・・3,4
新体制紹介	・・・4



巻 頭 言

所長 村上 隆宏

日頃より、当管内の家畜衛生行政の推進に御協力、御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

コロナ禍で何かと重い話題ばかりですが、うれしい話題です。昨年は、二戸市の漆文化が日本遺産、ユネスコの無形文化遺産に登録されましたが、今年7月27日に、御所野遺跡が「北海道・北東北の縄文遺跡群」として世界文化遺産に登録されました。狩猟、採取、漁労により定着した集落の遺跡ですが、クリを育てる手段を持っていて、農業の始まりを示す遺跡でもあります。ちなみに、都道府県別に縄文人由来のゲノム保有比率をゲノム解析により比較した最近の研究では、岩手県は同ゲノム保有比率が他の県に比べて高く、縄文人に近いことが分かってきました。貴重な遺跡の存在、そして現代の岩手県人に縄文人のDNAがより濃く受け継がれていることと思うと、「縄文人」が少し身近な存在になった感じがします。登録に御尽力された方々に敬意を表するとともに、地域の活性化につながることを期待します。

さて、最近の家畜衛生情勢ですが、豚熱は、宮城県南部で豚熱ウイルスに感染した野生いのししが確認されたことに伴い、本県は同ワクチン接種地域に指定され、7月5日から県南地域で接種が開始されています。今後、中央地域、県北地域の順で進め、当地域では8月下旬から10月上旬に接種の予定です。ワクチン接種を進めるにあたり、生産者の方々をはじめ関係者の皆様に御協力をお願いするとともに、感染野生いのししの確認地域が短期間で東北中部へ拡大していることから、改めて農場へのウイルス侵入防止対策の徹底、確認をお願いします。昨シーズン、過去最多の発生が確認された鳥インフルエンザですが、原因ウイルスは、ヨーロッパ由来であることが判明しています。ヨーロッパでは今年に入っても継続的に発生が確認されており、来シーズン、日本への侵入が懸念されます。繰り返しになりますが、生産者の皆様には、飼養衛生管理基準の遵守、異常家畜の早期発見・通報等、防疫対策の徹底をお願いします。

コロナ禍でオリンピックもほとんどの競技が無観客開催となるなど、新型コロナは、依然、私たちの生活に大きな影響をもたらしています。畜産物価格は外食需要の低下で、先行きは不透明です。加えて、配合飼料価格の高騰により生産者の負担は増しており、畜産を取巻く環境は厳しいものとなっています。このような状況ですが、私共は、家畜伝染性疾病的の予防とまん延防止、当協議会事業である各種ワクチン接種等による生産性の向上対策等に引き続き取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

豚熱の予防的ワクチン接種を開始します

豚熱ウイルスに感染した野生いのししの拡がりを踏まえ、6月15日、岩手県が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定され、7月5日から家畜伝染病予防法第6条による岩手県内の豚へのワクチン接種が県南地域から開始されました。

県北地域では8月下旬からの接種を予定しています。

接種方法や接種豚の管理等については、以下の留意事項のご確認をお願いします。

1 ワクチン接種の対象

(1) 初回

- 岩手県全域で飼養されている豚の**全頭**
(ただし、20日間内にと畜場へ出荷する豚を除く)
- 接種手数料：初回接種時は免除

(2) 2回目以降

- 雌豚、候補豚、雄豚**
初回接種から6か月後に1回、その後1年に1回補強接種します。
- 初回接種後に生まれた子豚**
初回接種から概ね50日後。
- 接種手数料：2回目以降は、1頭1回310円
※ 市町村を通じて岩手県収入証紙で納めてください。

2 接種豚の管理と標識

- 接種豚は誕生日、出荷日、出荷先、接種日等を台帳管理してください。
- 接種豚の背中に赤色スプレー等により「V」字を標識してください。

3 豚等の移動（詳しくはお問合せください）

- 生きた豚等、精液、受精卵等、死体、排せつ物等の移動は、原則として、接種区域内（青森県も7月14日から接種区域となりました）に限ります。
- 豚の死体、排泄物、敷料等の非接種地域への移動には、一定の条件を満たすことが必要です。

4 免疫付与状況確認検査

ワクチン接種により、抗体が十分に得られているかを確認する検査です。

- ①初回接種の概ね50日後、②その後は6か月毎に**採血して検査**します（30頭以上）。
- 検査の結果、免疫が不十分と判断された場合には、追加接種します。

標識の例



公益社団法人日本動物用医薬品協会のホームページ
(<http://jvpa.jp/jvpa/>)より(一部改変)



よい畜産経営への道 ～前編～



高齢化が進んでいるといわれる畜産現場ですが、若い担い手さんに出会う機会に恵まれることがあります。経営がバトンタッチされ、現場が活性化していることに嬉しさを感じます。

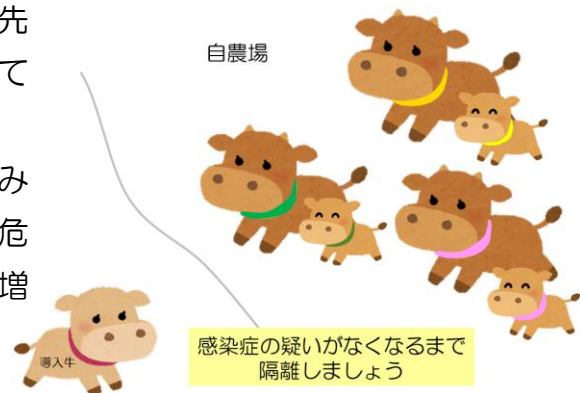
近年、畜産現場では、儲けを増やすため増頭する流れがあります。増頭する際に注意しなければならないことが感染症の侵入です。

増頭と感染症

牛飼養農場で増頭するには、自家繁殖と導入の2つの方法がありますが、短期間で増やせる導入は、牛と一緒に感染症も自農場に持ち込む可能性があるため特に注意が必要です。

また、自家繁殖だからといって安心はできません。生産性の乏しい育成期を外部の預託施設に預け、労働力不足解消を図る農場では、預託先から帰ってくる牛が前述の導入牛と同じリスクを抱えています。

自農場の防御体制を整えていれば、感染症の持ち込みリスクを小さくできますが、無防備な農場では経営の危機に直面するかも知れません。増頭した牛群が病原体増幅器となるからです。



感染症コントロールを加味した経営計画を

以上のことから、増頭する場合には、感染症コントロールも加味した経営計画が重要になります。牛をどう増やしていくだけでなく、導入頭数に合わせた隔離スペース、導入時検査内容、適切な隔離期間、健康チェック内容と頻度、ワクチンプログラムを決めます。また、これらをしっかり実行できない場合は、導入計画を見直す必要もあります。

留意すべき感染症とは？

では、数多くの感染症全てに留意した計画が必要なのでしょうか？ 全ての感染症について検査し、ワクチンで予防することは、あらゆる面で不経済です。そこで、導入元の農場・地域で流行している感染症を自農場の地域のものと比較し、留意すべき感染症を絞り、その感染症に応じた検査と隔離計画を立てます。

導入元の農場や地域の感染症発生状況の調べ方

導入元の農場の発生状況については、購買時又は預託帰着時に飼養衛生管理者さんからお聞きいただくこととなりますが、導入地域の発生状況は、農林水産省のホームページの以下のURLから調べることができます。

「監視伝染病の発生状況」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/kansi_densen/kansi_densen.html

なお岩手県では、牛ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫および牛ウイルス性下痢を重点的に監視しています。

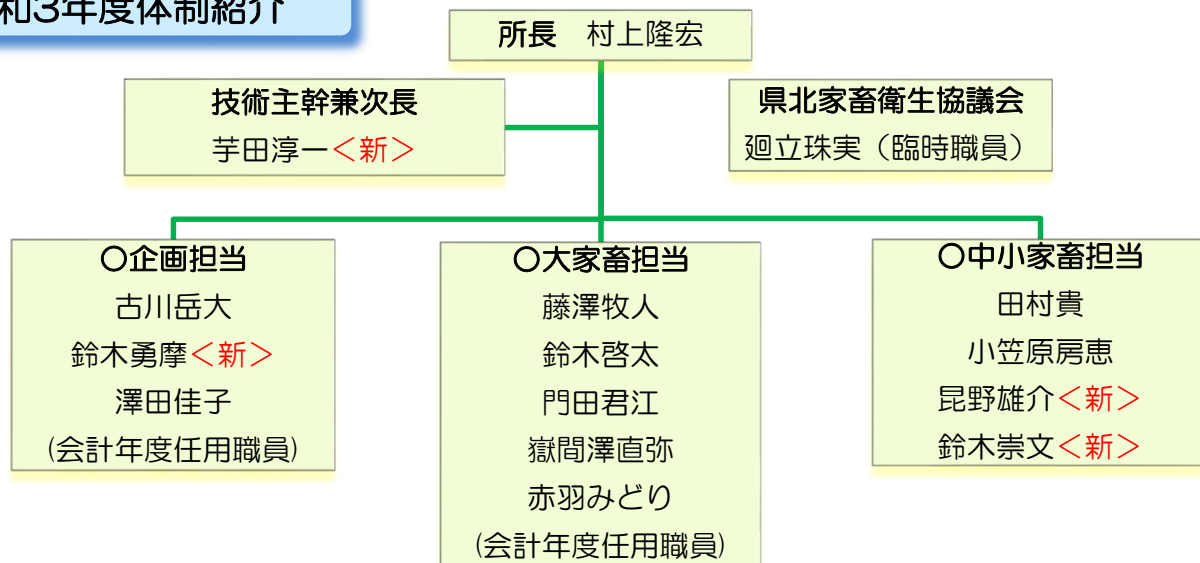
総合的な感染防御体制を

農場内には様々な感染症を引き起こす病原体が存在するとともに、日々の作業や野生動物の侵入で外部から新たに持ち込まれる可能性もゼロではありません。さらに、移動・群飼・寒暖差等のストレスによる免疫力の低下によって、日和見感染することもあります。

畜舎を定期的に消毒して、清潔でストレスのない環境で牛を管理し、総合的に感染防御しましょう。



令和3年度体制紹介



◀発行元・問い合わせ先▶

岩手県県北家畜保健衛生所

電話:0195(49)3006

岩手県北家畜衛生協議会

FAX:0195(49)3008

電話:0195(49)3040